

平成27年4月22日 制定

工学院大学研究活動における不正行為防止に関する基本方針

学長 佐藤光史

工学院大学は、日本で最初に設立された工学に関わる私立の高等教育機関としての伝統と実績を礎として、「無限の可能性が開花する学園」という理念を実現するために、建学以来の「工」の精神に基づく「持続型社会をささえる科学技術」によって人類社会に貢献することを使命と考え、教育・研究および社会貢献活動を行っています。

本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえて、「研究活動に係る研究者倫理の宣言」、「教職員行動規範」と「研究活動に係る研究者のガイドライン」を制定して、研究活動における不正行為の防止に努めています。

大学の社会的責任と利害関係者への説明責任を果たすために、研究活動の不正行為防止に関する基本方針を以下のとおり定めます。

1. 学長は最高管理責任者として本学全体を統括し、研究活動における不正行為防止について最大の責任を負うものとする。
2. 最高管理責任者は、不正行為防止策の実態を把握し、実効性を検証する体制を示すものとする。
3. 最高管理責任者は、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究活動における不正行為の防止に関する措置を適切に行うことができるようリーダーシップを発揮し、教職員等に自己が行う学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚させ、常に誠実に公正な研究を遂行するよう厳格かつ適切な措置を講じるものとする。
4. 教職員等は、不正行為防止のための研究倫理教育および研修等を受講し、研究の倫理や行動規範を明確に自覚して研究活動に従事するものとする。
5. 研究における不正行為が判明した場合には、当該者を厳正に処分するとともに、不正行為の発生要因を把握し、再発防止に向けた対策を講じるものとする。